

第4回 食と農林漁業の再生実現会議

(参考資料)

- 参考① 地震・津波による農林水産業への影響 …… P 1
- 参考② 地震・津波被害からの復旧対策 …… P 8
- 参考③ 被災した農山漁村の復興に向けた対策 …… P 1 8
- 参考④ 原発問題の農林水産業への影響と対策 …… P 3 1

平成23年6月

農林水産省

参考①

地震・津波による農林水産業への影響

東日本大震災における農林水産関係の重大さ

- 東日本大震災における、農林水産関係の被害は甚大
- 農林水産関係被害額は、新潟県中越地震の約15倍、阪神・淡路大震災の約22倍

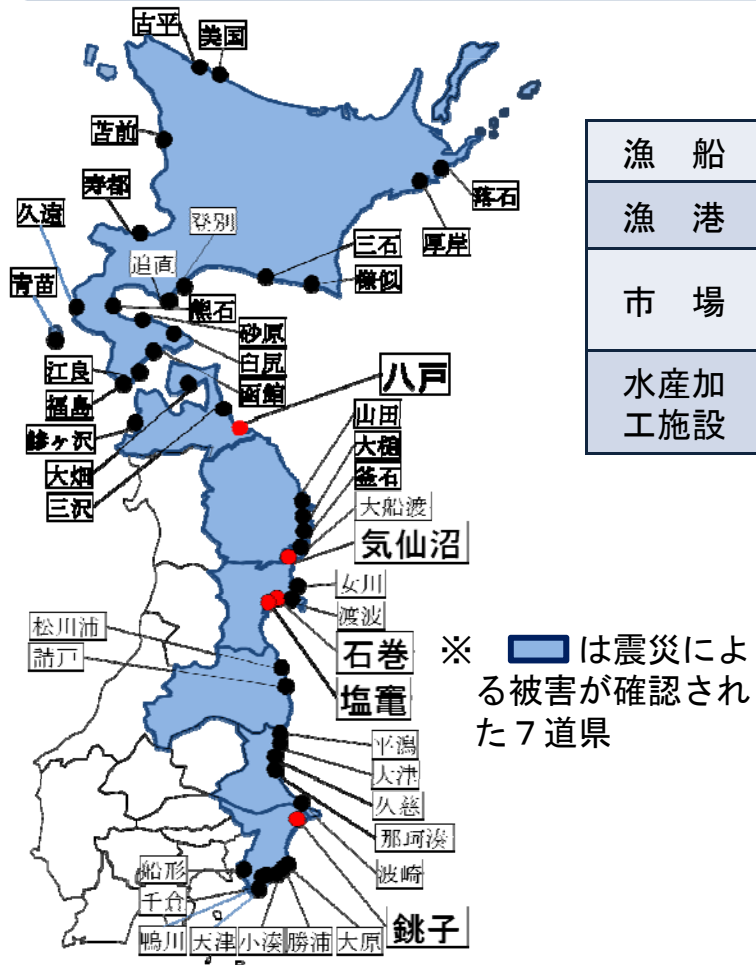
<平成における震度7以上の震災の比較>

名 称	発生年月	死者・行方不明者	農林水産関係被害
東日本大震災	平成23年3月	(死者) 15,382人 (不明) 8,191人	19,386億円
新潟県中越地震	平成16年10月	(死者) 68人	1,330億円
阪神・淡路大震災	平成7年1月	(死者) 6,434人 (不明) 3人	900億円

(注) 東日本大震災の数字は死者・行方不明者については平成23年6月7日時点、農林水産関係被害については6月6日時点。

水産業への被害①

全国の漁業生産量の5割を占める**7道県**(北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)を中心に広範な地域で大きな被害。漁業就業者数は**73,948人**(全国の漁業就業者数の**1/3**)。



- **特定第3種漁港**
利用範囲が全国的な漁港であり、規模が大きいなど水産業の振興上特に重要な漁港
- **第3種漁港**
利用範囲が全国的な漁港

7道県での被害 (漁船、漁港、市場、加工施設)

漁船	約 2万1千隻 が被災
漁港	319漁港 が被災し、被害額は 7,231億円
市場	隣接する大半の市場が被災。 全壊は 22市場
水産加工施設	全壊が 424施設 、半壊が 87施設 、浸水が 128施設

鮎川漁港に打ち上げられた漁船
(宮城県石巻市)



海面ががれきで埋まった寄磯漁港
(宮城県石巻市)



津波で損壊した寄磯漁港水産加工場
(宮城県石巻市)



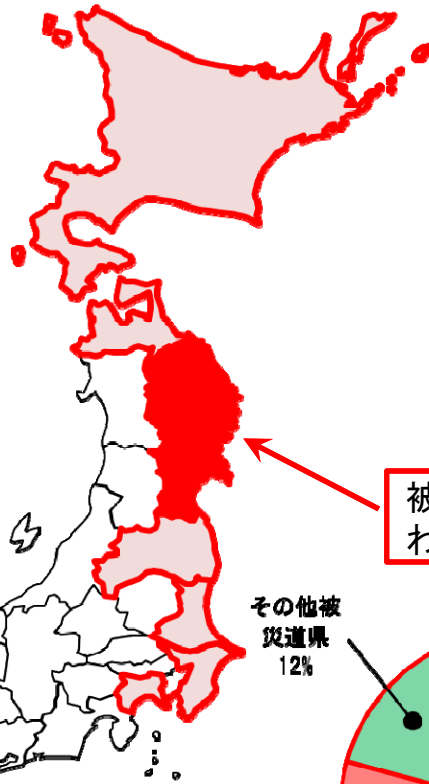
※被害関係の数値は平成23年6月6日時点
※漁業就業者数は「2008年漁業センサス」による

水産業への被害②

養殖施設への被害額は**1,293億円(養殖物も含む)**。被災地では、特に、**わかめ**、**かき**の生産量が多く、被害は甚大。

養殖施設への被害が確認された道県(15道県)

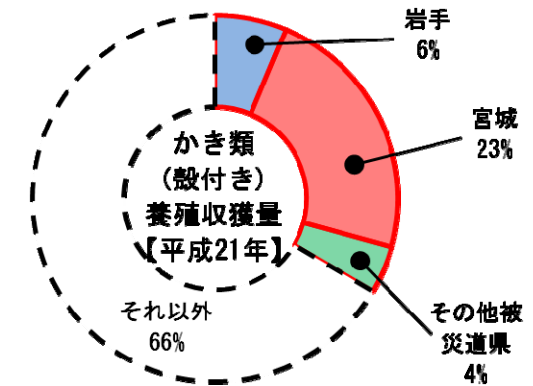
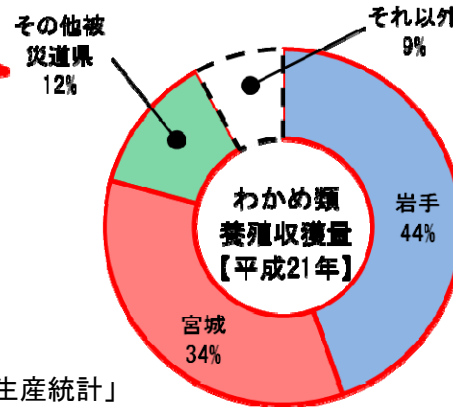
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県



被災した養殖かき浄化施設(宮城県石巻市)



被害が確認された地域(特に岩手県、宮城県)で盛んなわかめ、かき養殖には壊滅的な被害。



(資料)「平成21年漁業・養殖業生産統計」

わかめ類、かき類(殻付き)の全国生産量に占める被災道県の割合

※被害関係の数値は平成23年6月6日時点

農業への被害

- ・ 約**2.4万ha**の農地が冠水（水田20千ha、畑3.4千ha）。岩手県、宮城県、福島県で**2.3万ha**。
- ・ 農業関係の被害額は新潟県中越地震の**約7.5倍の7,644億円**（農地や農業用施設等の被害額が**7,137億円**、農作物や家畜等の被害額が**507億円**）。

津波により冠水し、がれきに埋まった農地（宮城県仙台市）



※ は
震災による被害が確認された17県



【津波による田畑が流失・冠水被害（6県）】

県名	流失・冠水等被害推定面積	田畑別内訳試算	
		田	畑
青森県	79 ha	76 ha	3 ha
岩手県	1,838 ha	1,172 ha	666 ha
宮城県	15,002 ha	12,685 ha	2,317 ha
福島県	5,923 ha	5,588 ha	335 ha
茨城県	531 ha	525 ha	6 ha
千葉県	227 ha	105 ha	122 ha
合計	23,600 ha	20,151 ha	3,449 ha

（資料）「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

【農業関係被害】

被害内容	被害数	被害額
農地の損壊	14,734箇所	3,957億円
農業用施設等の損壊	18,364箇所	3,180億円
農作物、家畜等の被害	—	118億円
農業・畜産関係施設等	—	389億円
合計	—	7,644億円

新潟県中越地震の被害額（1,026億円）の**約7.5倍**

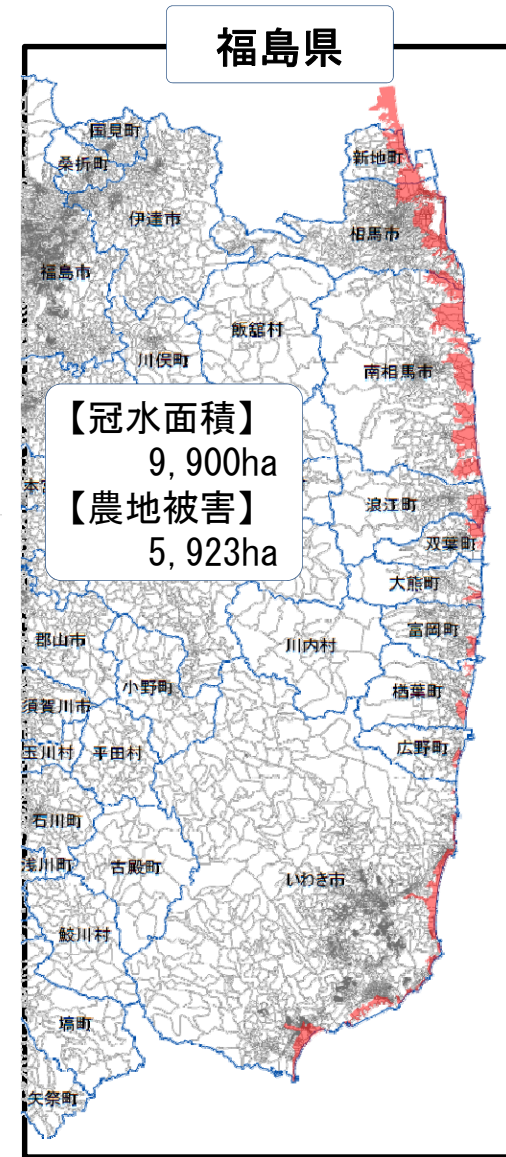
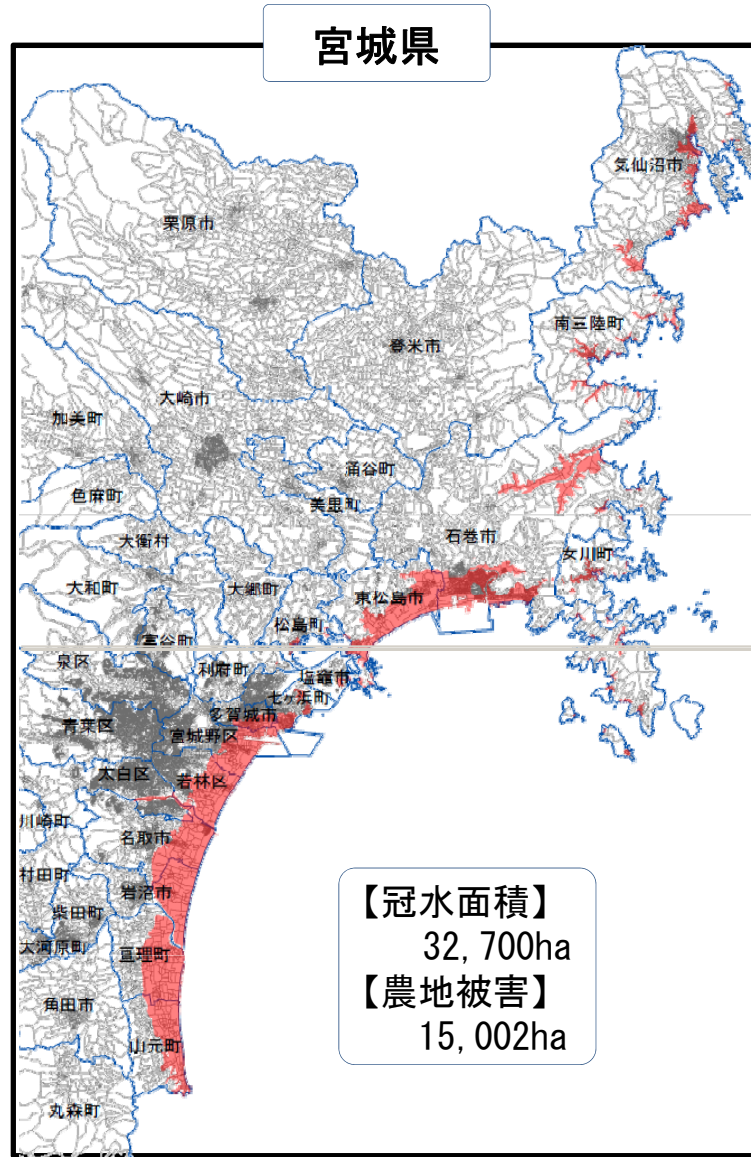
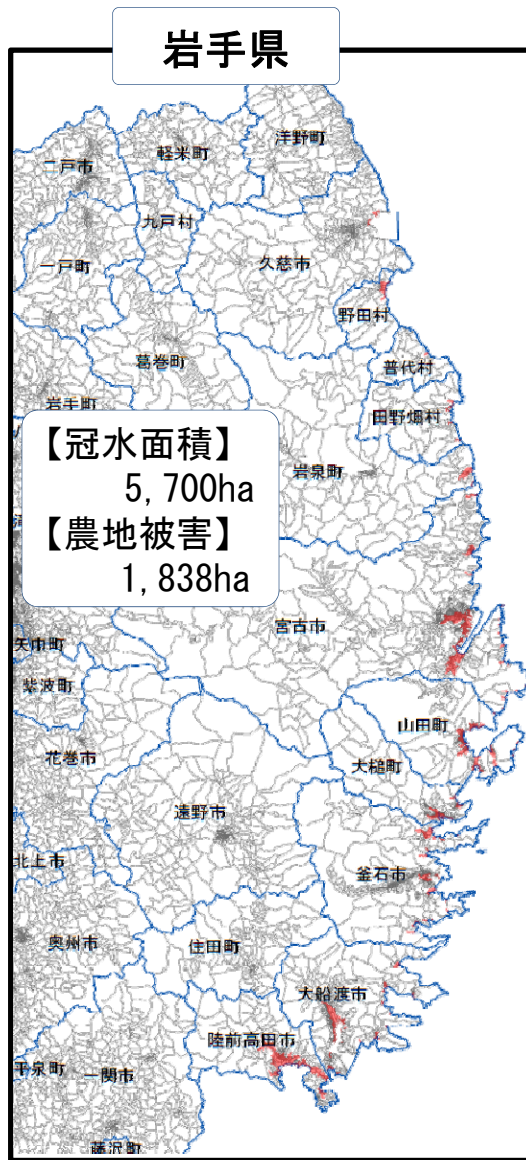
破損した農道（岩手県奥州市）



がれきの堆積した幹線排水路（宮城県名取市）

※被害関係の数値は平成23年6月6日時点

(参考) 特に津波による被害が大きかった3県の被災範囲



※赤塗り箇所が津波被災地域 (<http://www.stat.go.jp/data/chiri/map/index.htm>)より改変

※被害関係の数値は全体面積については国土地理院平成23年4月8日プレスリリース、農地面積については平成23年3月29日農林水産省プレスリリース、より引用

林業・木材加工業への被害


- ・ 主な被災県は宮城、茨城、岩手、福島、長野県等の14県で、被害額は**1,199億円**。
- ・ 国内合板生産の**約3割**を担う岩手県と宮城県では多くの合板工場が被災。

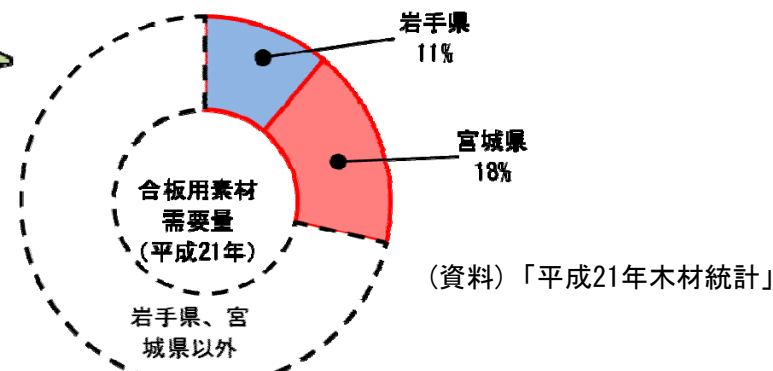
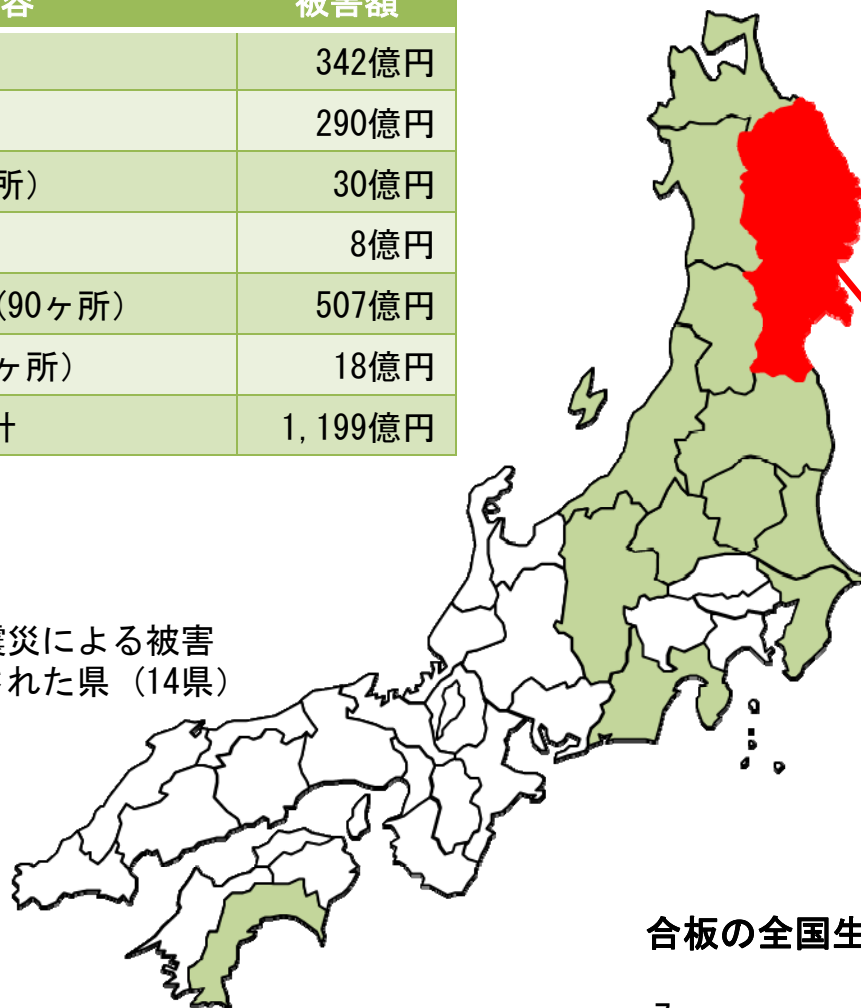
被害の内容	被害額
林地荒廃(458ヶ所)	342億円
治山施設(178ヶ所)	290億円
林道施設等(1,981ヶ所)	30億円
森林被害(845ha)	8億円
木材加工・流通施設(90ヶ所)	507億円
特用林産施設等(418ヶ所)	18億円
合計	1,199億円



被災した合板工場

岩手県、宮城県(国内合板生産の約3割)で特に甚大な被害。

※  は震災による被害が確認された県(14県)



合板の全国生産量に占める岩手県、宮城県の割合

※被害関係の数値は平成23年6月6日時点

参考②

地震・津波被害からの復旧対策

農林水産関係補正予算(第一次) の概要

【水産業復旧対策】

漁港、漁場、漁村等の復旧	
漁港関係等災害復旧事業(公共)	250億円
災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策(公共)	55億円
水産関係施設等被害状況調査事業	3億円
漁船、市場、加工施設、関連施設等の回復	
共同利用漁船等復旧支援対策事業	274億円
養殖施設復旧支援対策事業	267億円
水産業共同利用施設復旧支援事業	18億円
漁業活動再開・継続への支援	
漁場復旧対策支援事業	123億円
漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払	860億円 所要額 968億円
漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	80億円
無利子・無担保・無保証人融資の推進	223億円 融資・保証枠 690億円

【農地・農業用施設等の復旧】

農地・農業用施設等の復旧	
農地・農業用施設災害復旧等事業(公共)	689億円
災害対策支援機械費(公共)	9億円
農地・農業用施設等災害復旧関連調査(公共)	26億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	76億円
生産手段・流通機能の回復	
東日本大震災農業生産対策交付金	341億円
卸売市場施設災害復旧事業	18億円
配合飼料緊急運搬事業	11億円
政府所有米麦処理等事業	所要額 52億円
経営の継続・再建支援	
被災農家経営再開支援事業	52億円
被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業	6億円
農業経営復旧等のための金融支援(無利子・無担保・無保証人融資の推進)	78億円
東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業	5億円

農畜産物等の安全確認	
土壌等の放射性物質緊急実態調査事業	2億円
農産物等放射性物質調査・分析対策	1億円
輸出農産物等放射能検査対応事業	2億円

【森林・林業復旧対策】

森林・林業復旧対策	
山林施設災害復旧等事業(公共)	157億円
緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策(公共)	28億円
震災復旧対策緊急調査	1億円
木材供給等緊急対策	59億円
林業・木材産業等の金融支援措置	99億円
きのこ原木の安全性確保対策	0.2億円

総額 3,817 億円

水産関係復旧対策(1次補正での対応)

水産業被害の現状

津波で流された漁船



被災した水産加工施設



被災した防波堤



主な復旧対策

漁業を再開するために必要となる資金等を確保する

【漁場復旧対策支援事業】(123億円)

- ・ 漁場機能・生産力回復のため、漁業者自身による漁場での瓦礫等の回収処理等を支援

【無利子・無担保・無保証人】融資・保証枠690億円(223億円)

- ・ 被災漁業者・漁協等を対象に、実質無利子融資や無担保・無保証人融資を実施するほか、代位弁済経費を助成

漁業を再開するための漁船・漁具を導入する

【共同利用漁船等復旧支援対策事業】(274億円)

- ・ 被災した漁船・定置漁具の復旧のため、漁協等が行う漁船・定置漁具の導入を支援

水産加工施設を整備し、地域産業を復旧する

【水産業共同利用施設復旧支援事業】(18億円)

- ・ 被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備を支援

【農林水産業共同利用施設災害復旧事業】(76億円の内数)

- ・ 水産業共同利用施設の復旧(経営局計上)

漁港や防波堤など漁村のインフラを整備する

【漁港関係等災害復旧事業】(250億円)

- ・ 被災した漁港・海岸等の復旧支援及び災害対策関連事業を実施

【養殖施設復旧支援対策事業】(267億円)

- ・ 被災した養殖施設の復旧を支援

早期の漁業再開

農業関係復旧対策(1次補正での対応)

農業被害の現状

津波被害を受けた水利施設



冠水被害にあった水田



主な復旧対策

農業を再開するために必要となる資金等を確保する

【被災農家経営再開支援事業】(52億円)

・経営再開の意思のある被災農家を実施する復旧の取組に支援金交付

【農業経営復旧のための金融支援】(78億円)

・被災農林漁業者に対する、天災融資資金・日本公庫資金の一定期間実質無利子化等

卸売市場を速やかに復旧し生鮮食料品等の流通ルートを確保する

【卸売市場施設災害復旧事業】(18億円)

・被災卸売市場における災害復旧事業

除塩作業を進め、冠水農地において農業を再開する

【農地・農業用施設災害復旧等事業】(689億円)

・用排水路、排水機場の復旧や除塩等の農地復旧、農地・農業用施設の復旧と併せて行うがれき除去、等

→除塩事業実施によって、今年度の水田作付が可能となる面積約1.8千ha (5月20日現在)

農業を再開するための共同利用農業用施設・機械等の導入を進める

【東日本大震災農業生産対策交付金】(341億円)

・農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入、生産資材の購入、土壌分析等について都道府県向け交付金として支援



早期の営農再開

林野関係復旧対策(1次補正での対応)

林野関係被害の現状

住宅の損壊



木材加工・流通施設の被災



治山施設、林道施設の被害



主な復旧対策

林業を再開するために必要となる資金等を確保する

【林業・木材産業等の金融支援措置】(99億円)

- ・被災した林業者・木材産業者に対する公庫資金や信用保証の金利・保証料の負担軽減、森林組合再建に向けた利子助成

木材加工流通施設等を整備し、木材を安定的に供給する

【木材供給等緊急対策】(59億円)

- ・仮設住宅等の建築・補修に必要な資材確保のための木材加工流通施設の復旧・整備や間伐材等の流通コストへの支援等



被災した治山施設、林道施設等を緊急的に復旧する

【山林施設災害復旧等事業】(157億円)

- ・治山施設、林道施設の災害復旧事業及びこれと併せて行う再度災害防止等のための災害関連事業を実施

【緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策】(28億円)

- ・地震、津波等により被災した山地、海岸部の保安林の緊急的な復旧整備、山火事の被害木の除去・処理及び復旧造林等を実施

適切かつ速やかな災害復旧の実施
仮設住宅に必要な木材の安定供給

農林水産関係でとった法的措置の概要

1. 土地改良法の特例を設置

- ◆ 除塩を含む災害復旧事業等を高い国庫負担率(9/10等)で実施。
- ◆ 国等が申請によらず事業を開始し、施設の改良を伴う事業について、一定の場合、同意徴集手続を簡素化。

2. 海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員選挙に関する特例の設置

- ◆ 選挙の実施が困難である場合は、一定の期日まで選挙の延期を可能とするよう措置。
- ◆ 選挙人名簿の作成が困難な場合、次回の選挙までに作成すれば済むよう措置。

3. 災害復旧事業代行法等により措置

- ◆ 国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、漁港や港湾、治山施設等の公共土木施設の災害復旧事業の代行を可能とするよう措置。

4. 一括法により措置

1. 農林漁業者の円滑な資金調達の支援

- ◆ 制度資金(公庫資金、農業改良資金、就農支援資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金)の償還期限と据置期間を延長(3年間)。
- ◆ (独)農林漁業信用基金が行う保証保険・融資保険において、回収不能となった融資に対する保険支払額を額面の70/100から90/100に引上げ。

2. 財政支援の拡充

- ◆ 中央卸売市場の災害復旧事業に対する国庫補助率を4/10から2/3に引上げ。
- ◆ 農業・林業・漁業集落排水施設の災害復旧事業に対する国庫補助率を通常1/2から8/10~9/10に引上げ。
- ◆ 東日本大震災の被害に対する保険金支払いの財源に充当するため、一般会計から漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入を可能とするよう措置。
- ◆ 農業者年金の保険料支払を一定期間免除。
- ◆ 震災の行方不明者について、早期の遺族年金の支給が開始できるよう措置。

以上のほか、被災地において①災害に強い地域として再生する、②自然調和型産業を核とする活力ある産業を育成する、③自然に根ざした豊かな生活基盤を形成することを基本コンセプトに、地方と国が一体となって新たな食料基地を建設する措置等を検討中。

がれき処理への対応

「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」に基づき、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を推進。

がれき処理の対応方針

- 1 住民の生活場所周辺の廃棄物については、8月末、その他については、平成24年3月までを目途に仮置場へ移動。
- 2 木くずについては広域での活用、再生利用の需要量等を踏まえた時間をかけた処理の検討も必要。
- 3 被災地以外の施設も活用(広域処理)。 等

【災害廃棄物の処理に向けたスケジュール】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度以降								
1. 避難地施設・居住地の近傍の廃棄物等	仮置場の確保		収集				中間処理				最終処分				木くず、コンクリートくずの再生利用			
2. 上記以外の廃棄物	仮置場の確保		収集				中間処理				最終処分				木くず、コンクリートくずの再生利用			
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備	廃棄物量調査		処理実行計画策定		進捗管理						協議会の設置・運営							
4. 処理の推進に向けた支援	マスタープラン策定		国、研究所等による支援 (財政的支援、損壊家屋等の処理の進め方指針(骨子案)、各種事務連絡等)															

農林水産分野における取組

がれき一時置場の確保

がれきの一時置場として、海岸林等利用可能な国有林野約408ha(5月27日現在)を無償貸付

がれきの除去

○ 漁場・漁港
漁場機能・生産力の低下、漁船の係留や航行に支障をきたすがれきについて除去。

○ 農地・農業用施設等
生産活動を妨げるがれき、二次災害のおそれのある農業用排水路等のがれきについて除去。

(工事・事業実施に当たっては被災農林漁家等の優先雇用を要請)

がれきの再利用・資源化

木質系廃棄物をストックヤードで保管して塩分の除去等を行い、需要に応じて木材破砕機でチップ化し、マテリアル利用やエネルギーとして利用

節電の取組

- 5月13日の「**電力需給緊急対策本部**」（本部長：枝野官房長官）において夏期の電力需給対策を決定。
- これを踏まえ、東京電力・東北電力管内の各業界・企業が6月中を目途に具体的な節電計画を策定し、7～9月に実施。

1. 夏期の電力需給対策のポイント

- 今夏の計画停電からの脱却のため、需給両面の対策により、国民生活及び経済活動への影響を最小化。
- 大口需要家（契約電力500kW以上）・小口需要家（契約電力500kW未満）・家庭共通の需要抑制目標を▲15%に設定。（具体的には、本年7～9月の**平日の9時から20時の使用最大電力**を昨年同期に対し▲15%削減）
- 大口需要家については、補完的措置として**電気事業法第27条による電力使用制限**を活用。

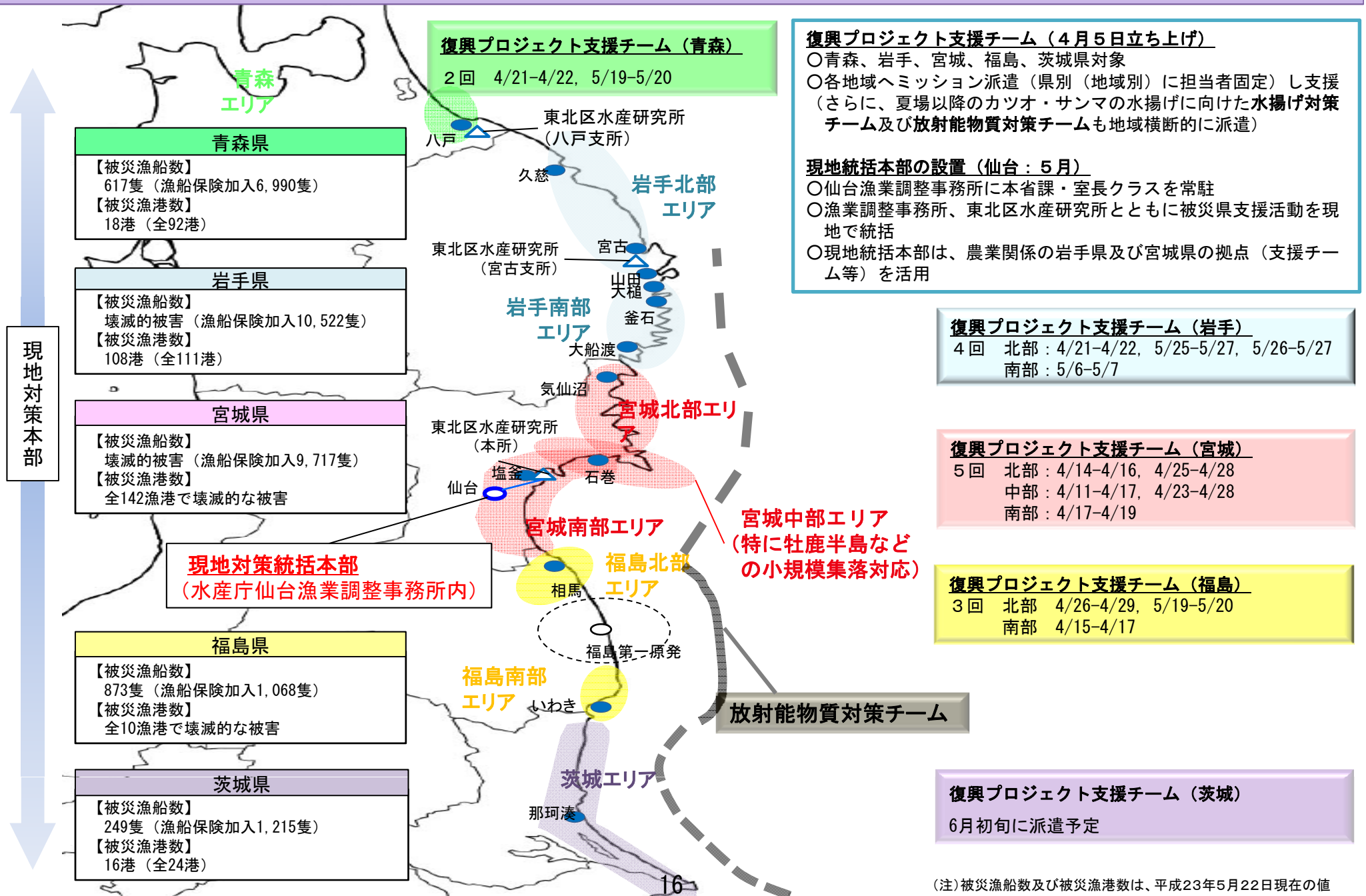
2. 食品産業界における取組事例

事業者	削減目標	節電取組の内容
(社)全国清涼飲料工業会	前年比15%以上削減 （東京電力管内の飲料自動販売機は前年比25%以上の削減）	照明や空調時間の調整 に加え、①工場における操業時間の 土日、深夜へのシフト 、一部製造品目の 西日本へのシフト 、 自家用発電機の稼働 、②オフィスにおける就業時間、就業日の変更、③ 輪番制等による自動販売機の冷却機能の停止 及び一部販売休止、等の取組の実施
日本スーパーマーケット協会ほか2団体	前年比15%以上削減	①看板照明、売り場、バックヤード等の 照明削減 、② 冷蔵・冷凍ケースの一部停止 や 温度設定の変更 、③ 空調温度設定の見直し 等の取組の実施

3. 農業界における節電の取組

- ◆ J Aグループでは、予冷施設やカントリーエレベーター等の農作物流通施設における作業の分散のほか、各種施設の空調の温度設定の引き上げ、照明の削減などにより、**全体として前年比15%の削減**に取り組む。
- ◆ 農林水産省から都道府県に対し、畜産農家の節電の徹底を要請。また、都道府県や畜産農家に対し、参考となる過去の節電対策の優良事例等を紹介。

現地支援体制の充実（水産業）



(注)被災漁船数及び被災漁港数は、平成23年5月22日現在の値

現地支援体制の充実（農業）

- 被災地を網羅的にカバーできるよう特定の地域を中心に活動する支援チームを編成。すでに**亶理町・山元町**（宮城県）、**陸前高田市・大船渡市**（岩手県）に派遣。今後、地元の要望を踏まえ、更に派遣を拡大する予定。
- 支援チームは、現場の状況に応じ、①農林水産省の**復旧・復興対策の周知徹底**、②復興の早期実現（**土地利用のマスタープランの策定**等を含む）に向けた指導・助言、③原発被害への損害賠償に関する指導・助言等を重点的に実施。
- また、**岩手県からの要請**を受け、6月20日より、国（地方農政局）・県等から延べ**149人**の職員を**大船渡地域、宮古地域**及び**一関市**に派遣し、農地・農業用施設の災害復旧を支援。

【活動例】亶理・山元支援チーム（宮城県亶理町・山元町）

- いちご産地である宮城県亶理町、山元町ではいちご栽培のハウス**90ha（全体の9割）**が津波等により被災。
- 地元では、早期に産地を復興したい意向があったため、5月12日に東北農政局内に**いちごの経営再開を支援するチーム**を設置。
- 5月16日より、宮城県庁や亶理・山元両町と**緊密に連絡・打合せ**を行い、再開までの道筋を検討。また、**亶理農業改良普及センターに職員を常駐**させ、営農再開に向けた支援を実施。

<主な支援内容>

- ①用水確保・除塩対策
利用可能な地下水（**塩分濃度**）のチェック
- ②施設・資材等の導入
各種施設等（**パイプハウス、被覆資材**）及び農業機械等の導入に向けた助成事業の活用策を助言
- ③**経営再開支援事業**及び制度資金等（スーパーL資金、農業近代化資金等）の活用策を助言
- ④生産者の**要望聞き取り調査**の実施
普及センターとともに営農再開に向けた生産者の被災状況の把握及び営農再開に向けた要望調査の実施



被災前の直売所（夢いちごの郷）の様子



ハウス内でのいちご摘み



津波で直売所の建物が流出



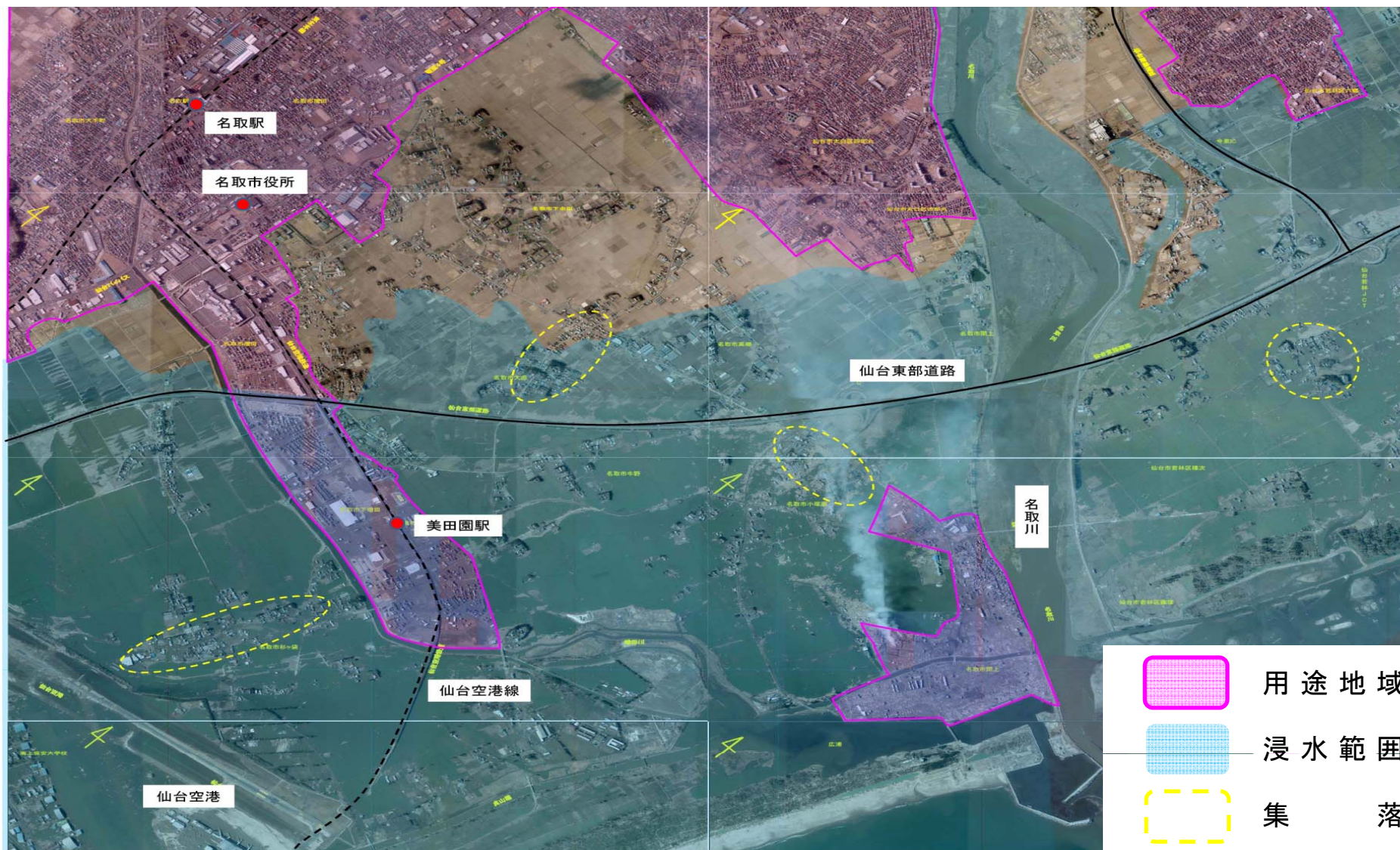
周辺のハウスも流出し、ガレキ・ヘドロ等が堆積

参考③

被災した農山漁村の復興に向けた対策

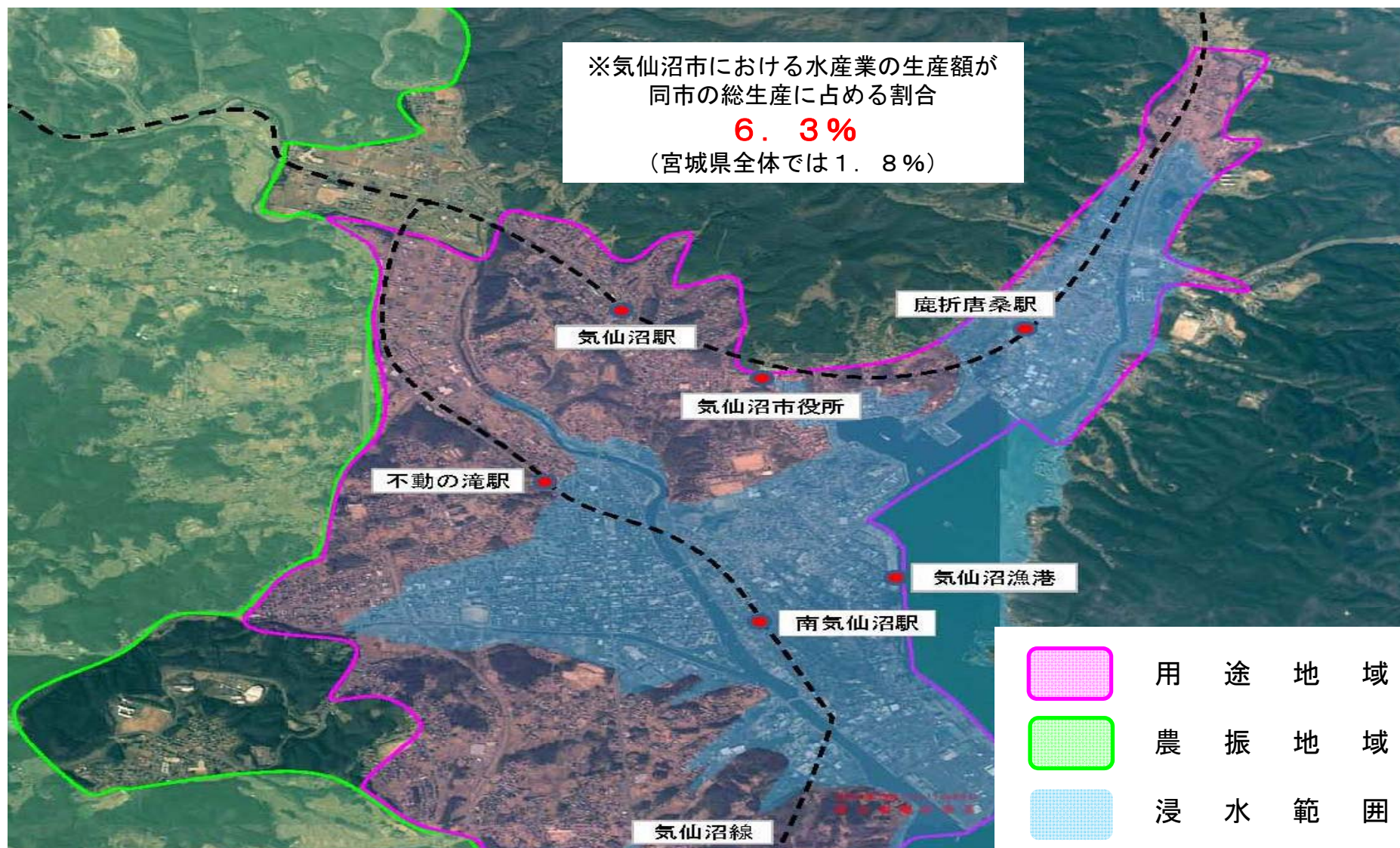
津波による被災状況（宮城県名取市）

用途地域、集落が浸水しており、都市計画の見直しや集落移転の検討が必要。



津波による被災状況（宮城県気仙沼市）

用途地域と農振地域が近接しており、高台移転のためには、農振地域の見直しが必要。



各県の市町村の復興構想計画策定目標時期

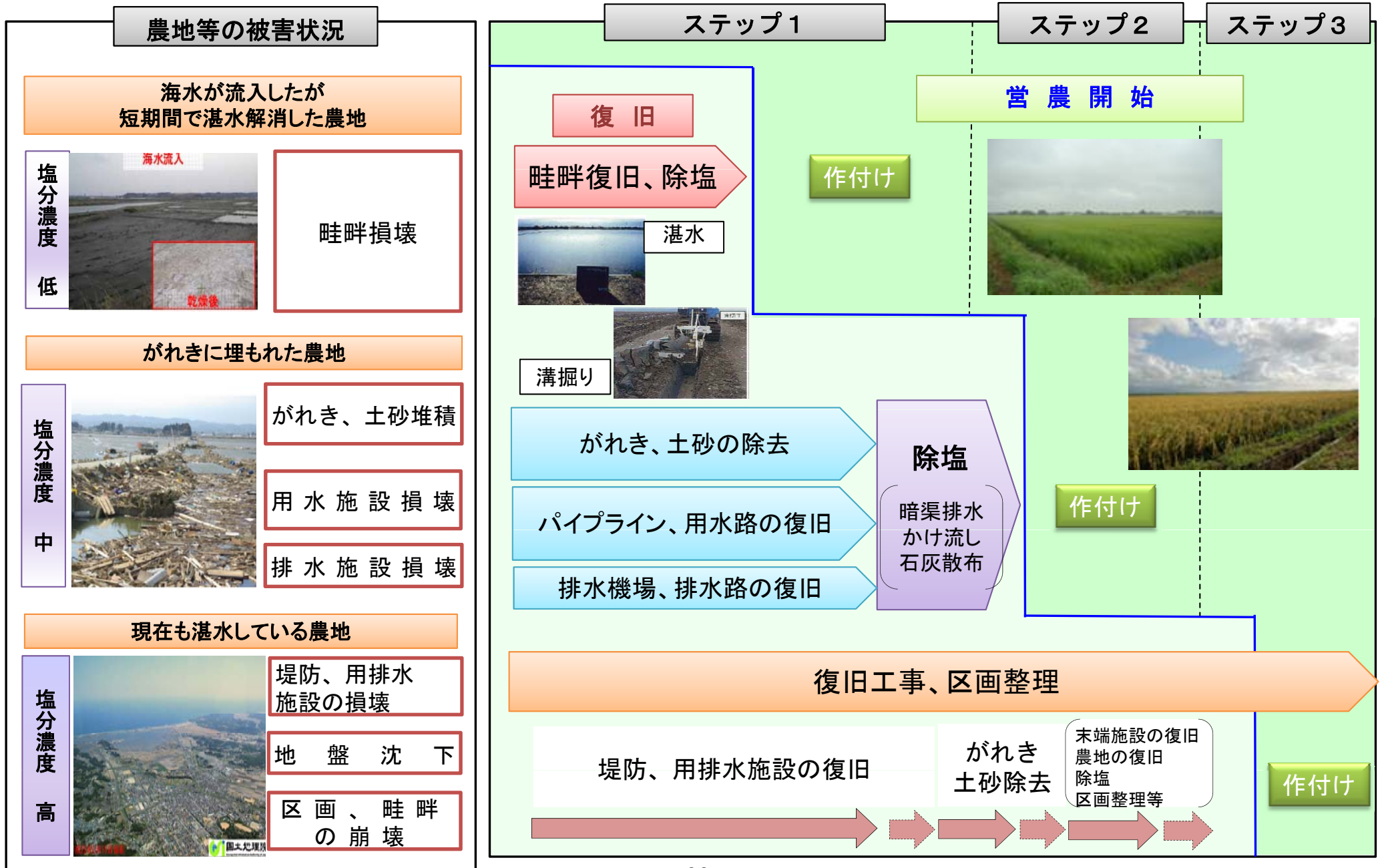
都道府県	検討開始時期	目標時期	都道府県	検討開始時期	目標時期	都道府県	検討開始時期	目標時期
岩手県	4月11日	9月	宮城県	5月 2日	9月	福島県	4月28日	12月
市町村名	検討開始時期	目標時期	市町村名	検討開始時期	目標時期	市町村名	検討開始時期	目標時期
陸前高田市	5月17日	11月	仙台市	4月 1日(基本方針)	10月	いわき市	6月 1日	10月
大船渡市	5月12日	7月	石巻市	4月27日(基本方針)	11月	相馬市	6月 3日	夏まで
釜石市	4月 1日	9月	塩竈市	6月 8日	12月	鏡石町	検討中	年内
大槌町	6月設置予定	未定	気仙沼市	6月 6日	9月			
山田町	5月 1日	12月	白石市	4月20日	9月			
宮古市	6月 1日(基本方針)	10月	名取市	5月22日	9月			
岩泉町	5月20日(計画骨子案)	11月	角田市	5月31日(基本方針)	8月			
田野畑村	4月28日	3月	多賀城市	4月19日(基本方針)	10月			
普代村	4月 1日	8月	岩沼市	5月 7日	8月			
野田村	5月 1日	11月	東松島市	6月設置予定	3月			
久慈市	3月30日	8月	大崎市	5月24日	10月			
洋野町	5月13日	8月	亶理町	6月設置予定	9月			
			山元町	6月設置予定	12月			
			松島町	検討中	12月			
			七ヶ浜町	7月設置予定	12月			
			女川町	4月20日	8月			
			南三陸町	6月10日	9月			
			利府町	検討中	年内			

※ 検討開始時期は、各市町村の復興構想会議等での議論が開始された日。

※ 日付の横に（〇〇方針）と書かれているのは、検討会議等の開始日は不明なものの、（〇〇指針）が打ち出された日を示す。

（資料）農林水産省調べ

今後の農地復旧の道ゆき



津波被害水田における経営再建

ステップ1

- ・ 用排水路の土砂上げ
- ・ がれきの除去除塩

支援策

災害復旧事業

除塩事業をメニューに追加

被災農家の所得確保

被災農家を作業員として雇用するよう受注者へ要請

ステップ2

- ・ 土づくり
- ・ 簡易な礫の除去
- ・ 水路、あぜ等の簡易な補修

支援策

経営再開支援事業

経営再開の意欲のある農家が地域単位で行う農地の復旧作業について支援金を交付

被災農家の所得確保

復旧作業に従事した分量に応じて至急

ステップ3

- ・ 作付再開
- ・ 米、麦、大豆など

支援策

戸別所得補償制度

米の所得補償
畑作物の所得補償
水田活用の所得補償

被災農家の所得確保

農産物代金
＋
所得補償交付金

農業・農村の復興・再生に向けた基本的考え方

- 被災地域の多くは、依然としてがれきの除去等の復旧過程。他方、営農再開には多額の投資や農地の集積努力が必要。このため、復興に向けた将来像を一刻も早く示し、生産者が営農の見直しと意欲を持てるようにすることが必要。
- 将来の戦略として考えられる主な選択肢は、以下のとおり。これを目安として、地形、風土、文化などの地域の多様性を考えながら、**集落コミュニティでの徹底した話し合い**を行い、地域に合った将来像を地域で決めることが重要。

[農業・農村の復興に向けた戦略と課題]

《戦略》

《考え方》

《重点課題》

高付加価値化	6次産業化やブランド化による雇用の確保と所得の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資本力の増強により、運転資金、設備資金を確保 2. 農業者にアドバイスを行う加工・流通の専門家（6次産業化プランナー）の育成
低コスト化	生産コストの縮減による農家の所得の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. まとまった農地を創出するための再ゾーニング 2. 農作業を効率化させるためのほ場の大区画化 3. 集落単位の取組を推進するための集落営農化
農業経営の多角化	地域資源を活かした新たな収入源の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食文化などの新たなコンセプト作りや地域資源の活用による観光の推進（グリーン・ツーリズム） 2. バイオマスや小水力など、農山漁村に広く存在する資源のエネルギーの活用による地域完結型ライフラインの創造

[地域類型別の戦略例]

地域類型	地域類型に応じた戦略の例
三陸沿岸等の狭い平野部が津波で被災した地域	<div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">高付加価値化</div> <div style="text-align: center; font-size: 24px;">+</div> <div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">農業経営の多角化</div>
沿岸に広く展開する平野部が津波で被災した地域	<div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">低コスト化</div> <div style="text-align: center; font-size: 24px;">+</div> <div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">高付加価値化</div>
その他の地域	地域の特性に応じ、3つの戦略を組み合わせ

※ 上記のほか、原発事故による被害や、それに伴う風評被害が発生している地域があり、これらの地域への対応も必要。

三陸沿岸等の狭い平野部における農業・農村の復興のイメージ

[課題]

- 地形上、小規模な農業経営が多く、一戸当たりの農業所得が少ない。
- 他地域と比べ、食品製造に係る取組が遅れている。
- 住民の減少や高齢化により、コミュニティ機能が弱体化。

[復興後のイメージ]

農業の姿

- ・ 集落ぐるみで6次産業化
- ・ 地域の特産(水産物等)とのセット販売・商品開発などの工夫も行き、高付加価値型農業を実現

土地利用

- ・ 集落コミュニティの話し合いにより、地域の様々なニーズに応える土地利用を実現

地域の役割分担等

- ・ 直売所への少量多品目出荷などで高齢者が活躍
- ・ 食品加工の作業や水路の清掃作業等には、非農家の住民も参加



沿岸に広く展開する平野部における農業・農村の復興のイメージ

【課題】

- 農地が不整形で分散しているため作業効率が悪い。
- 集落で計画的な土地利用が話し合われておらず、地域全体としても非効率。
- 平野部に住宅地が存在するなど防災上も問題。

【復興後のイメージ】



農業の姿

- ・ 大区画化された農地でコスト競争力のある農業が展開
- ・ 食品産業等と連携し付加価値向上にも取り組む

ゾーニング前



土地利用

- ・ 防災上の観点も踏まえ、地域全体を再ゾーニング
- ・ 集落営農として農地の利用を共同化

地域の役割分担等

- ・ 若手農業者が集落営農のリーダーとして活躍
- ・ 高齢者も食品加工や消費者との交流等に参加
- ・ マーケティングの専門家、レストラン経営者などの協力も得ていく

沿岸漁業の方向性

現状認識

- 定置漁業、採貝・採藻漁業、養殖業等の漁村コミュニティに根ざした多様な漁業により、さけ、うに、わかめ、ほたて、かれい、たら、しらす等を生産。
- 特に、東北3県(岩手、宮城、福島)の漁船、漁港、漁具、養殖施設、種苗生産施設等への被害及びがれきの堆積等による漁場被害が甚大。
- 漁業者単独での自力復旧が難しい場合が多い。

復興・再生への方向性

漁業・養殖業の再編、構造改革

漁船・漁具等の生産基盤の
集約、共同化、協業化

地元内外の民間企業の資本、
技術、ノウハウの導入

地元特産魚種を活かした
6次産業化

施策・手段

- ・適切な資源管理と漁業経営の安定を図る「資源管理・漁業所得補償対策」
- ・共同利用漁船・定置網の導入支援を通じた漁業・養殖業の構造改革
- ・漁場・養殖場の機能回復支援(がれき等撤去)
- ・新規就業者、新規参入等による世代交代促進や地元漁業者と民間企業の連携に向けたマッチング
- ・6次産業化を視野に入れた流通加工体制の復興
- ・地元意見を踏まえ、圏域ごとの漁港機能の集約・分担や漁業集落のあり方を検討し、必要な施設を選定して実施

沖合・遠洋漁業の方向性

現状認識

- まき網漁業、はえ縄漁業等により、かつお、まぐろ、さめ、さんま、いか、さば等を生産。
- 水揚量・市場の取扱量も多く、加工業等の関連産業の裾野も広い。
- 漁業種類によってはある程度操業可能な漁船はあるが、主要な水揚港・加工流通施設が大きく被災し、水揚げが困難な状況。

復興・再生への方向性

漁業の構造改革と、それに合わせた流通加工体制の整備、漁港の復興

持続的な資源の利用と漁業の構造改革による漁業生産力の再生

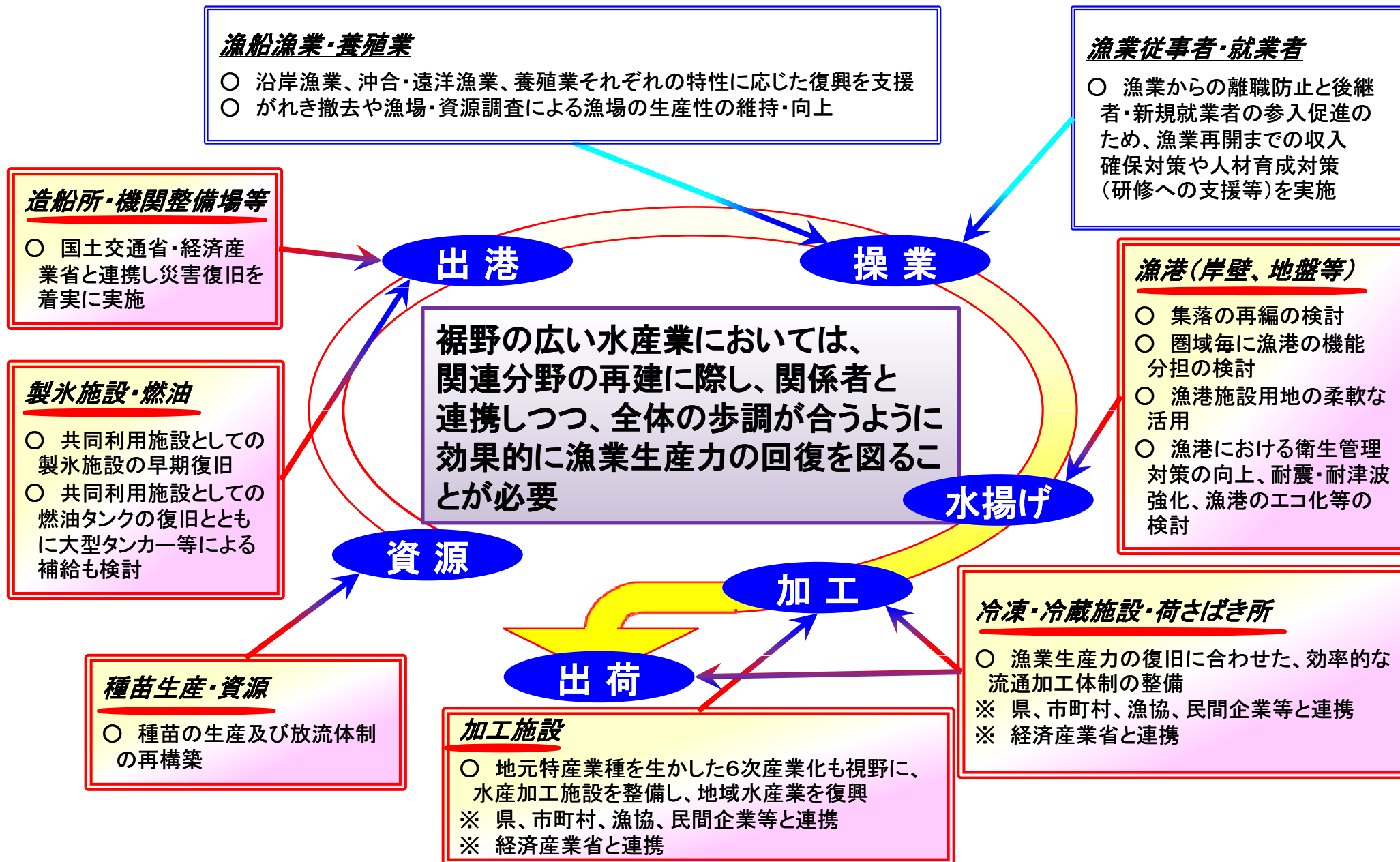
漁業生産と一体的な流通加工業の効率化・高度化

沖合・遠洋漁業の拠点漁港の最先端の水産基地化

施策・手段

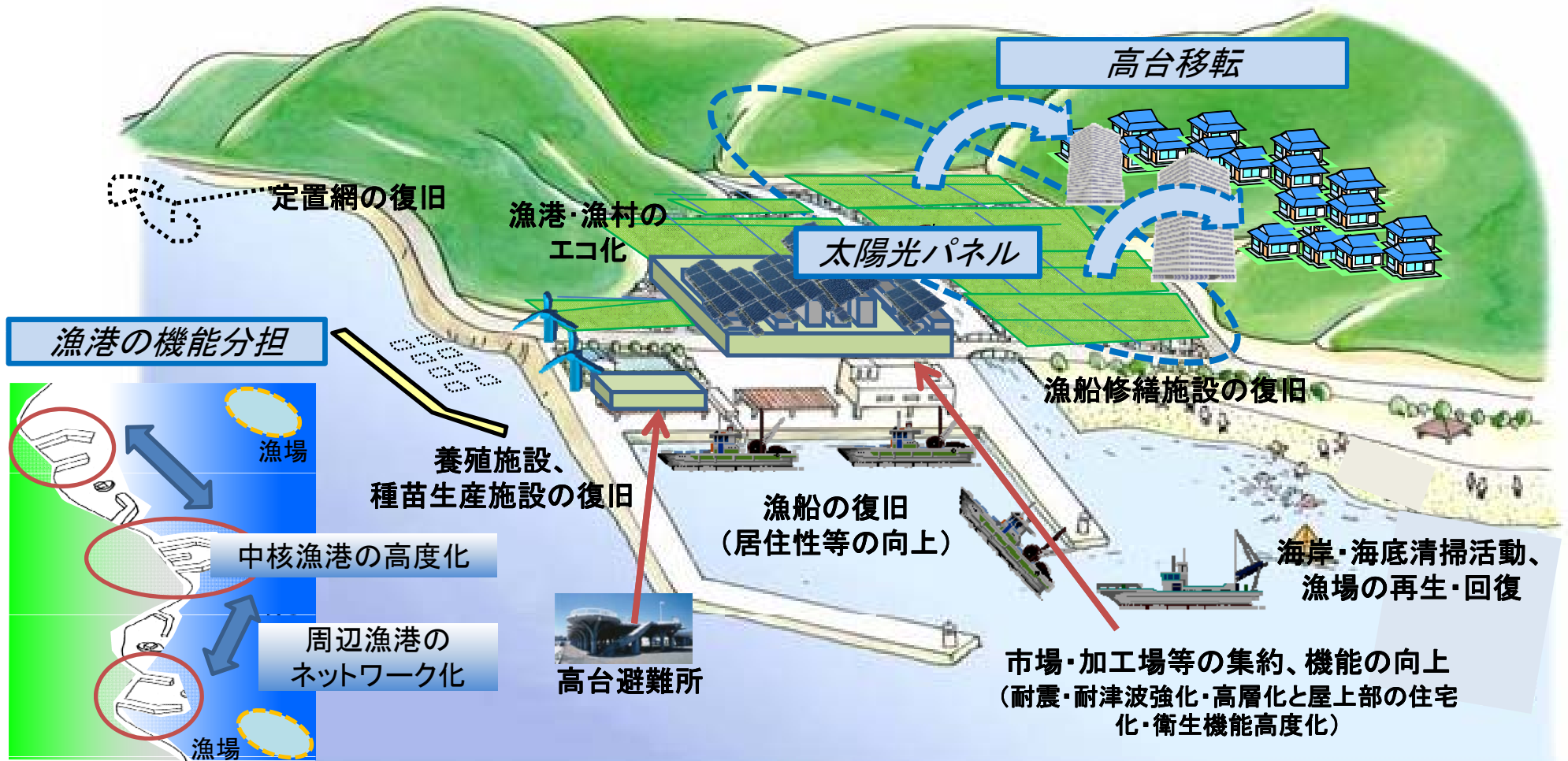
- ・適切な資源管理と漁業経営の安定を図る「資源管理・漁業所得補償対策」
- ・漁船・船団の近代化・合理化の支援
- ・残存漁業能力のフル活用のための燃油高騰対策を含めた経営対策
- ・効率的な流通加工体制の整備
- ・拠点漁港の緊急的・集中的な復旧
- ・漁港の衛生管理、耐震・耐津波強化等

水産関連産業の一体的な復興



水産業の本格的復興のイメージ

災害に強く生産性の高い新しい水産業・漁村づくり



・活力ある水産地域の復興、防災機能強化による安全で安心できる生活環境の確保

参考④

原発問題の農林水産業への影響と対策

原発事故の影響 (出荷制限と解除)

- 放射性物質の降下に伴い、食品安全の観点から、周辺地域のハウレンソウ、原乳等について、調査結果に基づき、原子力災害対策本部長(総理)から関係県知事に**出荷制限**等を指示
- 概ね1週間ごとに行われる検査において、**3回連続**して暫定規制値を下回った場合出荷制限を解除

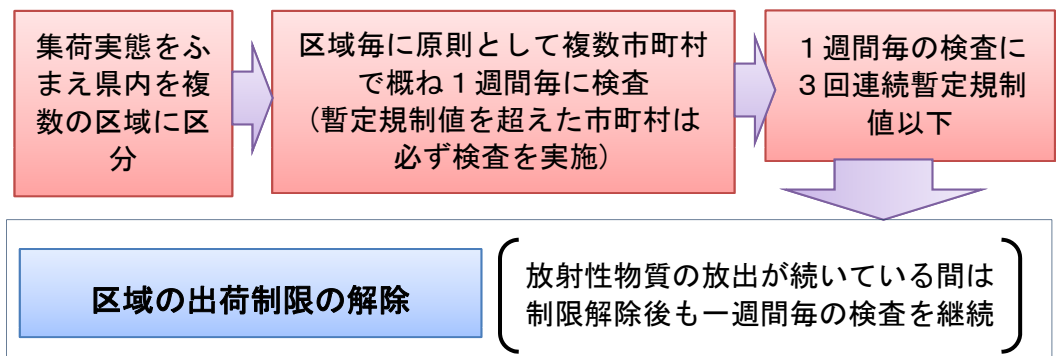
現在出荷制限の対象となっている農水産物(6月8日現在)

	出荷制限品目	出荷制限地域・市町村等
福島県	原乳	飯舘村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村(注1)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、田村市(注1)、川俣町(山木屋の区域)、南相馬市(注1,2)
	非結球性葉菜類(ハウレンソウ等)	県北地方、相双地方(新地町、相馬市、南相馬市の(注1)及び(注2)以外の区域を除く)、田村市(注1)
	結球性葉菜類(キャベツ等)	相双地方(新地町、相馬市、南相馬市の(注1)及び(注2)以外の区域を除く)、田村市(注1)、川俣町(山木屋の区域)
	アブラナ科の花雷類(ブロッコリー等)	県北地方、相双地方、田村市(注1)
	カブ	相双地方、田村市(注1)、川俣町(山木屋の区域)
	原木しいたけ(露地)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(注1)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(注1)
	たけのこ	伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、天栄村、西郷村
	くさそてつ(こごみ)	福島市、桑折町
	ウメ	福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町
	イカナゴの稚魚	福島県全域
	ヤマメ(養殖を除く)	秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む)
	茶	茨城県(全域)、栃木県(鹿沼市、大田原市)、千葉県(八街市、大網白里町、野田市、成田市、富里町、山武市)、神奈川県(南足柄市、小田原市、愛川町、清川村、真鶴町、湯河原町)

注1：福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域

注2：計画的避難区域

出荷制限の解除の考え方



【参考】福島県地方区分



原発事故の影響 (稲の作付制限等)

水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果を踏まえ、**生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域**について、**稲の作付を制限**。原子力災害対策本部長から福島県に対して、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における稲の作付制限を指示(4月22日)。

稲の作付制限の基準の設定について

水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標

水田土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標は0.1



水田土壌中の放射性セシウム濃度の上限

玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限(5000 Bq/kg)

※ これを超過した場合、生産した米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性がある

原発周辺の家畜頭羽数

	牛	豚	鶏
警戒区域(20km圏内)	約 3,500頭	約 30,000頭	約 675千羽
計画的避難区域	約 9,300頭	約 10,000頭	約 910千羽
緊急時避難準備区域	約 7,500頭	約 13,000頭	約1,079千羽
備考	計画的避難区域で飼養される牛について域外に移動を実施中(移動済み5,365頭、移動確定済み1,278頭)		

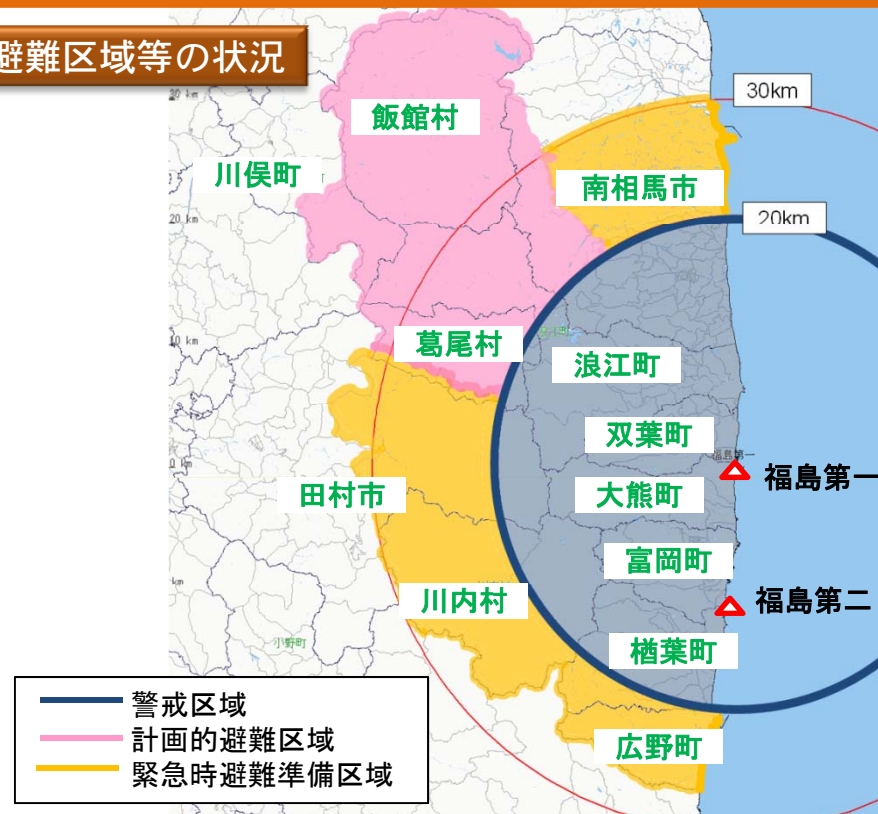
福島県畜産課調べ

注1: 牛・豚については平成22年8月、鶏については平成22年10月現在のデータ

注2: 鶏は、1,000羽以上の飼養農家を集計

注3: 牛の移動頭数の数値は平成23年5月30日時点

避難区域等の状況



- 警戒区域
- 計画的避難区域
- 緊急時避難準備区域

区分	詳細
警戒区域	福島第一原発から半径20kmの範囲に設定され、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立ち入りが制限される区域
計画的避難区域	事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあり、計画的に避難することが求められる区域
緊急時避難準備区域	常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが必要な区域

原発事故の影響 (水産業)

- 放射性物質の降下や放射能汚染水の放出などにより、水産物においても、政府による**出荷・摂取制限**や県・漁業団体による**漁業の操業自粛**などが行われているところ。
- 水産庁は、平成23年5月2日に「**水産物の放射性物質検査に関する基本方針**」を都道府県等に通知。今後とも都道府県等と連携して放射性物質のモニタリングを強化し、正確な情報提供に努めていく方針。

各都道府県等における水産物放射性物質調査結果 (5月27日現在)
(暫定規制値以上の放射性物質が検出されたもののみ)

魚種等	都道府県名等	採取地	公表日	検査結果		魚種等	都道府県名等	採取地	公表日	検査結果	
				セシウム	ヨウ素131					セシウム	ヨウ素131
				(単位:ベクレル/kg)						(単位:ベクレル/kg)	
イカナゴ(コウナゴ)	茨城県	北茨城市沖	4月4日	447	4080	アユ(天然)	福島県	いわき市(鮫川)	5月13日	720	17
イカナゴ(コウナゴ)	茨城県	北茨城市沖	4月5日	526	1700	ワカサギ(天然)	福島県	北塩原村(桧原湖)	5月13日	870	24
イカナゴ(コウナゴ)	福島県	四倉沖	4月9日	570	1700	シラス	福島県	小名浜沖	5月19日	640	検出限界未満
イカナゴ(コウナゴ)	茨城県	北茨城市沖	4月12日	420	2300	ムラサキイガイ	福島県	久之浜沖	5月19日	650	820
イカナゴ(コウナゴ)	福島県	四倉沖	4月13日	12500	12000	ワカメ	福島県	久之浜	5月19日	1200	380
イカナゴ(コウナゴ)	福島県	久之浜沖	4月19日	14400	3900	ヤマメ(天然)	福島県	伊達市(阿武隈川)	5月19日	990	検出限界未満
イカナゴ(コウナゴ)	福島県	勿来沖	4月27日	2600	690	ワカサギ(天然)	福島県	北塩原村(桧原湖)	5月19日	780	9.8
イカナゴ(コウナゴ)	福島県	勿来沖	4月27日	3200	890	ヒジキ	福島県	四倉沖	5月26日	1100	2200
イカナゴ(コウナゴ)	茨城県	北茨城市沖	4月29日	1129	430	アラメ	福島県	豊間沖	5月26日	970	1100
イカナゴ(コウナゴ)	茨城県	北茨城市沖	4月30日	1374	420	アユ	福島県	いわき市(夏井川)	5月26日	620	18
イカナゴ(コウナゴ)	茨城県	高萩市沖	4月30日	505	100	ヤマメ(天然)	福島県	福島市(阿武隈川)	5月26日	990	検出限界未満
イカナゴ(コウナゴ)	福島県	勿来沖	5月5日	2900	210	ウグイ(天然)	福島県	福島市(摺上川)	5月26日	800	検出限界未満
シラス	福島県	久之浜沖	5月13日	560	12	ヤマメ(天然)	福島県	猪苗代町(秋元湖)	5月26日	640	検出限界未満
シラス	福島県	勿来沖	5月13日	850	19						

原発事故の影響を受けた漁業の操業自粛等の状況

《福島県》

- 県との協議に基づく漁協組合長会議の決定により、3月15日以降、漁協が全ての操業を自粛
- 4月20日、原子力災害対策本部長指示によりコウナゴの摂取及び出荷が制限
- 5月19日、県が漁協に対し、伊達市の阿武隈川本流と支流のヤマメの採捕自粛を要請
- 5月26日、県が福島市・伊達市内の阿武隈川本流及び支流のヤマメ・ウグイ、猪苗代町と北塩原村のヤマメの採捕・出荷自粛を要請

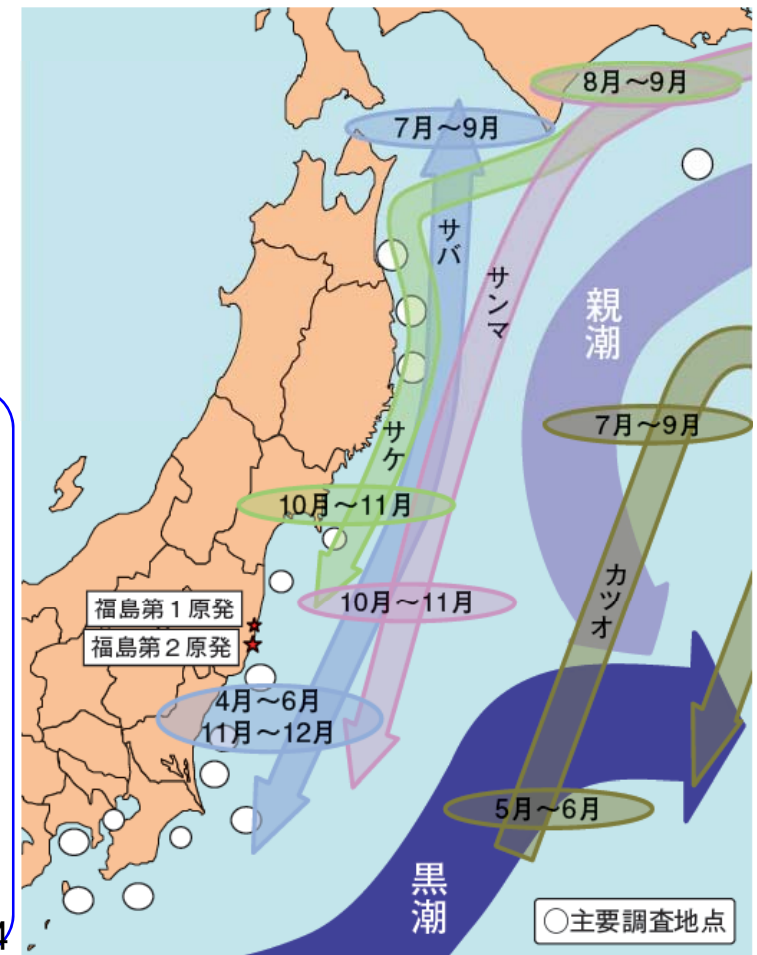
《茨城県》

- 3月22日以降、県内各漁業でモニタリング結果が出るまでの間の休漁を実施
- 4月5日、県がコウナゴ漁業の操業自粛を要請 等

《千葉県》

- 3月22日以降、県内各漁業でモニタリング結果が出るまでの間の休漁を実施

水産物の放射性物質調査の実施の概要



原発事故の影響(諸外国・地域の輸入規制の動き)

- 原発事故以来、中国やEU等の**41ヶ国・地域**において、日本産食品の輸入に対し**輸入停止**や**証明書の要求**等の規制強化をする動き(6月8日現在)。
- 政府として、過剰な規制を行わないよう首脳会談、WTO会合、各国・地域への往訪や在外公館等を通じて働きかけ。その結果、シンガポール、マレーシア等は**輸入規制措置を一部緩和**。
- EU、EFTA、シンガポール、マレーシア、韓国及びタイ向けの**産地証明等の発行体制**を整備。

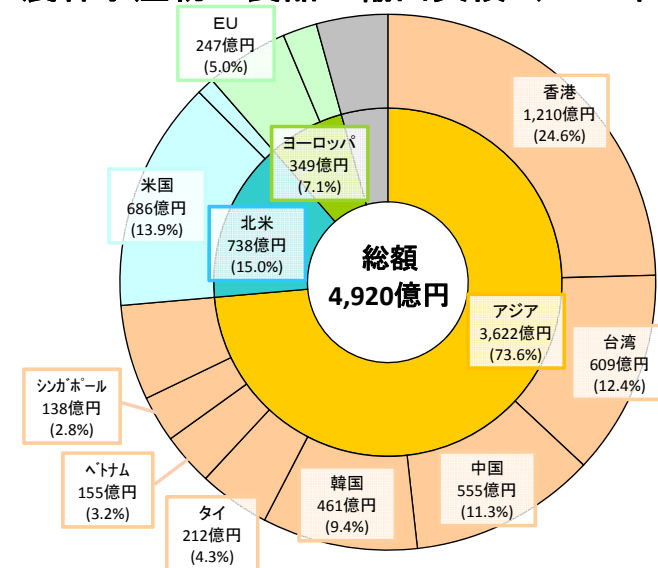
主な輸出先国の輸入規制措置の例

	対象県	品目	措置
中国	12都県※ ¹	全ての食品、飼料	輸入停止
	12都県以外	全ての食品、飼料	放射性物質の検査証明書及び産地証明書を要求
韓国	5県※ ²	ほうれんそう、カキナ、原乳、飼料等	輸入停止 (原乳は福島及び茨城が対象。飼料は福島、栃木、群馬及び茨城が対象。)
	13都県※ ³	全ての食品(5県の上記除く)	放射性物質の検査証明書を要求
	13都県以外	全ての食品	産地証明書を要求
EU	13都県※ ⁴	全ての食品、飼料	放射性物質の検査証明書を要求
	13都県以外	全ての食品、飼料	産地証明書を要求
米国	福島、栃木	ほうれんそう、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚等	輸入停止(栃木は、ほうれんそうのみ)
	福島、栃木、茨城	野菜・果実、牛乳等	放射性物質の検査証明書を要求

輸入規制緩和の例

米国	輸入停止: 4県→2県 放射性物質の検査証明書要求: 6県→3県
中国	輸入停止: 12都県→10都県(未実施)
シンガポール	輸入停止等: 11都県→8都県
マレーシア	放射性物質の検査証明書要求: 全国→11都県
ブラジル	放射性物質の検査証明書要求: 全国→12都県

農林水産物・食品の輸出実績(2010年)

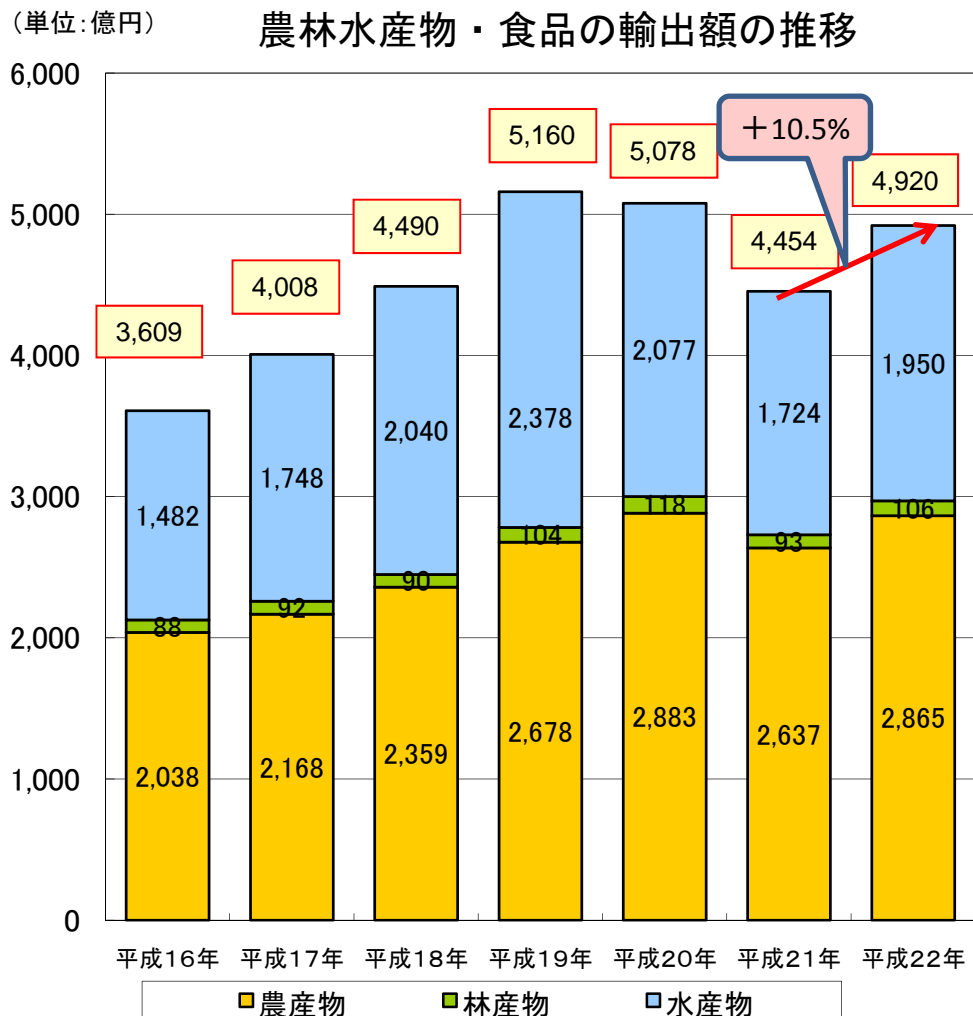


- ※¹ 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉
 ※² 福島、群馬、栃木、茨城、千葉
 ※³ 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、千葉、静岡、神奈川
 ※⁴ 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川

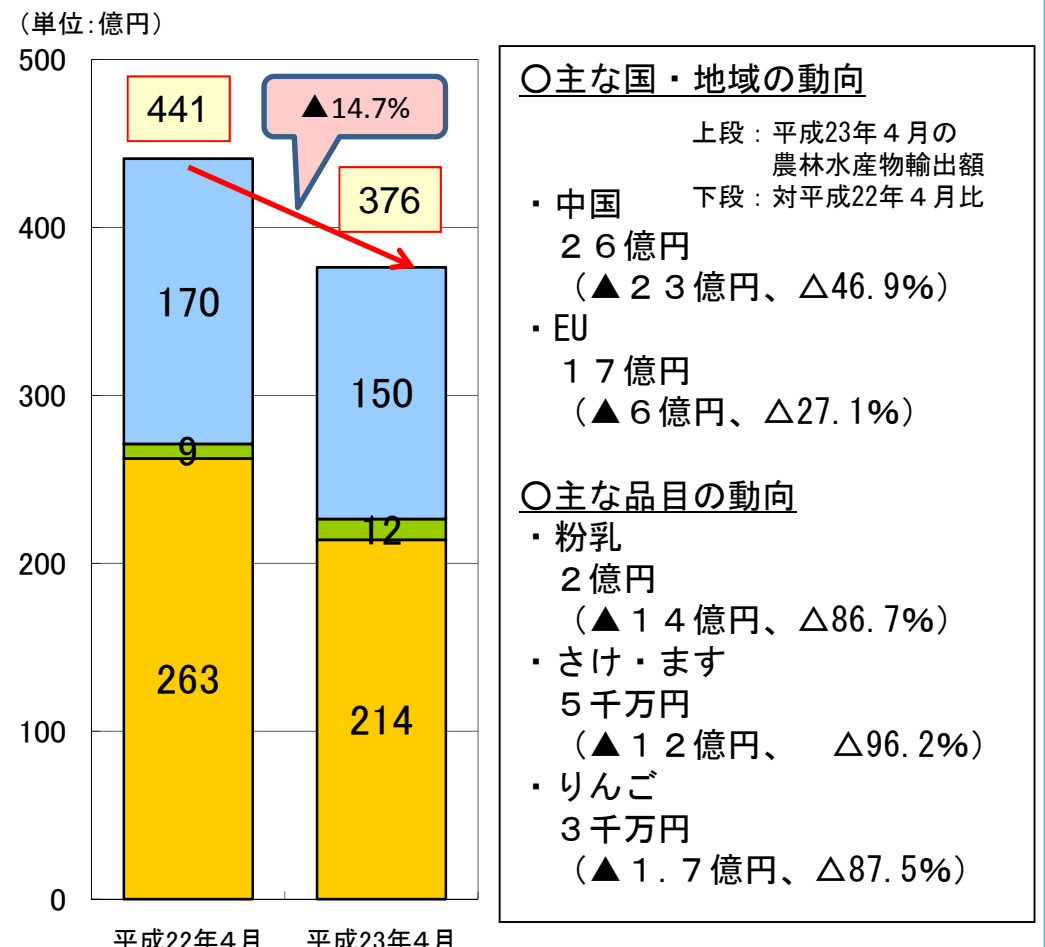
農林水産物・食品の輸出額の推移

- 我が国農林水産物・食品の輸出額については、平成21年以降順調に伸びてきたところであるが、福島第一原子力発電所事故を受けた諸外国による輸入規制等により、平成23年4月の輸出額は対前年同月比**14.7%減**。
- 国・地域別には、特に**中国・EU**といった輸入規制が厳しい国に対する輸出の落ち込みが大きい。
- 品目別には、**粉乳、さけ・ます、りんご**といった品目の輸出の落ち込みが大きくなっている。

平成16年～平成22年の
農林水産物・食品の輸出額の推移



平成22年4月と平成23年4月の比較



原発事故で被害を受けた農林漁業者への賠償

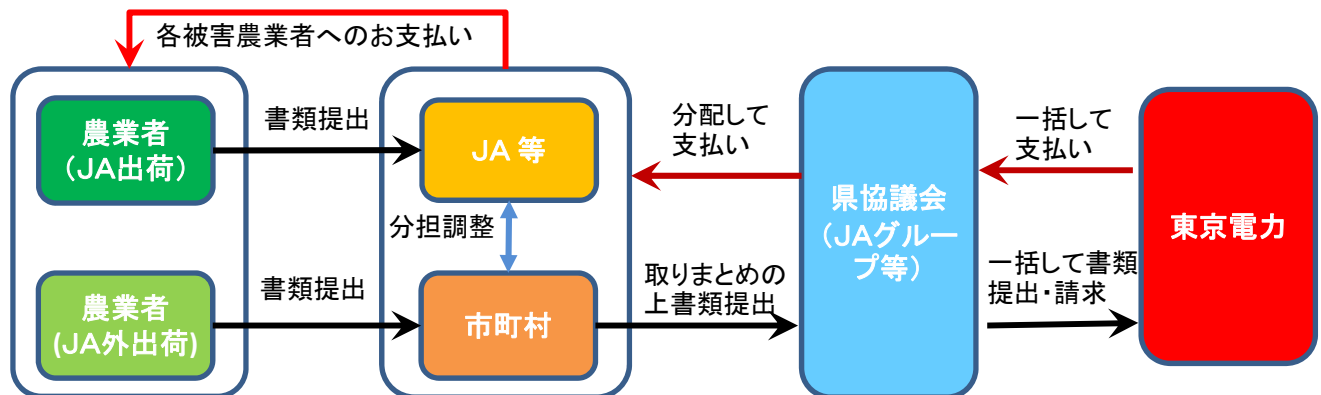
- 原子力損害賠償紛争審査会の**第一次指針**では、**避難指示**や**出荷制限**等による減収が原子力損害賠償法に基づく賠償の対象となり、東京電力が**5月31日**から**仮払い**を開始。
- 5月31日の**第二次指針**では、賠償の対象として**風評被害**や**作付制限**による被害を新たに追加。対象とならなかった損害も今後検討し、7月頃には原子力損害の全範囲を中間指針として取りまとめる予定。

第一次指針の概要【農林水産関係】（4月28日）

被害者の迅速な救済を図るため、以下を損害賠償の対象として認定：

- ①政府による避難等の指示に係る損害（避難費用、営業損害、財物価値の喪失又は減少等、**検査費用**等）
【対象】避難（20km圏内）、屋外退避（20～30km）、計画的避難、緊急時避難準備の政府指示が出された区域
- ②政府による航行危険区域設定に係る損害（漁業者の営業損害、就労不能等に伴う損害）
【対象】海上保安庁による航行危険区域（30km圏内）
- ③政府による出荷制限指示等に係る損害（営業損害、就労不能等に伴う損害）
【対象】政府による出荷制限指示、県による出荷自粛要請、県等の関与の下で行われた生産者団体の操業自粛

仮払いスキームのイメージ



第二次指針（5月31日）で風評被害の対象となる農林水産物

4月末までに出荷制限指示等が出されたことのある地域が対象：

全ての食用農林産物

福島県、茨城県、栃木県、群馬県
千葉県（該当の市町村）

全ての食用畜産物

福島県、茨城県

全ての食用水産物

福島県、茨城県

上記以外の製品については、引き続き調査、分析等を行った上で、今後検討

「食べて応援しよう!」被災地を応援する取組について

共通のキャッチフレーズ「**食べて応援しよう!**」の下、国、地方公共団体、NPO、企業等が一体となって、被災地とその周辺の農林水産物や加工食品を積極的に消費し、被災地の復興を応援するための取組を実施。



取組事例

生産者団体、小売事業者、消費者団体等多様な関係者に賛同いただいております、農林水産省ホームページで事例を紹介



食堂における被災地産食材を使用したメニューの提供（農林水産省）



小売関係者による被災地支援の販売活動（スーパーマーケット等）



正しい知識を広める消費者団体のセミナー

連携



日本全国の様々な消費者の行動を被災地の応援につなげることを目的に、民間団体等が中心になって展開する活動を政府として後押しする「復興アクション」キャンペーンと一体となって「食べて応援しよう!」の取組を推進



農林水産省が進める食料自給率向上に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」の推進パートナー5,569社（5月末現在）とのネットワークを通じ、「食べて応援しよう!」を用いたフェアの実施等呼びかけ



消費者庁においては、意見交換会を通じた情報提供やイベントの共催等により、「食べて応援しよう!」に取り組む消費者団体等を積極的に支援

放射性物質に関する調査・研究について

- 操業再開や広域回遊性魚種の漁場の移動に対応するため、水揚げされる**水産物の放射性物質の調査**、**調査船によるサンプリング調査**等を実施。
- 農地土壌等の除染・改良を実施するため、文部科学省、経済産業省と共同で、環境中の放射性物質の除去に関する技術開発について実証試験を開始し、①**物理的手法**、②**化学的手法**、③**生物学的手法**について現地のほ場で適用し効果を検証

水産物中の放射性物質に関する調査

5月以降の被災地における操業再開や広域回遊性魚種の漁場の移動に対応するため、福島第一原子力発電所から**30km圏外**において以下の調査を実施：

① 沿岸性種(沿岸性漁業、藻類等)

港に水揚げされる水産物の調査を各県が継続（操業再開前の事前調査、再開後の定期的調査）

② 広域回遊性魚種(カツオ、サバ、サンマ等)

水揚港における調査について、各県が関係業界と協力して実施。ただし、水産庁として各県の調査に対し支援または補完的対応を実施。

- 関係業界がその時点の漁場において、原則週1回サンプリングを実施し、**(独)水産総合研究センター**において分析
- 上記分析結果については、関係業界団体及び水産庁で公表。

③ 調査船による調査

(独)水産総合研究センターの調査船によるサンプリングを必要に応じて実施予定

農地土壌除染技術開発

① 物理的手法

表層土壌のはぎ取りによる除去あるいは表層土壌の深部への埋設により、土壌を土木的に処理



<課題>

- 除去した土壌の処理
- 深部へ埋設した場合、放射性物質は残留し、地下水への移行の可能性

② 化学的手法

土壌洗浄後の放射性物質の回収、あるいはカリウム肥料等の施肥による作物への吸収抑制

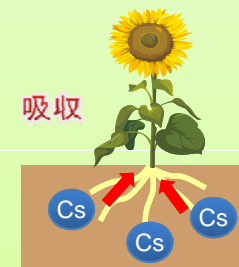


<課題>

- 土壌の洗浄は、コスト的に大規模な実証が困難
- 吸収抑制材の散布では長期にわたり放射性物質が残留

③ 生物学的手法

放射性物質を吸収する植物（例えば、ナタネ、ヒマワリなど）による浄化（＝ファイトレメディエーション）



<課題>

- 浄化に長い年月が必要
- 植物体残さの適切かつ低コストな処理方法